

移転に伴う電話交換機等設置及び保守業務に係る一般競争入札

入札説明資料

令和2年10月5日

独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

I 入札説明書

II 入札心得

III 仕様書

別紙 1 特記仕様書

別紙 2 閲覧資料

- ・ 閲覧資料 1 移転先平面プラン図（愛宕グリーンヒルズ 2 8 階）
- ・ 閲覧資料 2 電話交換機中継方式図
- ・ 閲覧資料 3 内線電話機配置図
- ・ 閲覧資料 4 内線電話グルーピング資料
- ・ 閲覧資料 5 既設回線リスト
- ・ 閲覧資料 6 愛宕グリーンヒルズ搬出入及び館内作業について
- ・ 閲覧資料 7 愛宕グリーンヒルズ 1階（地下 1 階）平面図

（※仕様書の別紙 2 の閲覧資料は「秘密保持に関する確認書」（様式 1）の提出をもって交付いたします。）

IV 契約書（案）

申請書様式

様式 1 秘密保持に関する確認書

様式 2 競争参加資格確認申請書

様式 3 委任状

様式 4 入札書

様式 5 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

I 入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の入札公告（令和2年10月5日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名：移転に伴う電話交換機等設置及び保守業務
- (2) 仕様等：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間：「Ⅳ 契約書（案）」のとおり。
- (4) 納入場所（履行場所）：「Ⅳ 契約書（案）」のとおり。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する（信用基金のホームページの契約関連情報を参照のこと）。
- (2) 公告日において平成31・32・33年度全省庁統一資格の「物品の販売」及び「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）であること、又は当該競争参加資格を有しない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、認められた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 入札説明書に示す、全ての事項を満たすことができる者であること。

3 入札者の義務

入札者は、入札説明書、入札心得等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

4 入札参加資格審査手続

- (1) 申請書類等の提出方法等

- ① 本件入札の参加希望者は、競争参加資格確認申請書その他必要書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに下記の申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

- ② 申請書類

※様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロード可能。

<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

- (ア) 競争参加資格確認申請書(様式2)
(イ) 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し
(ウ) 委任状(代理人を選出する場合。様式3)
(エ) 第一種定型郵便物の大きさの封筒(競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を貼付のこと。)

- ③ 提出部数

1部とする。

- ④ 提出方法

持参又は郵送(信書便も含む。)により提出すること。郵送による場合は、下記⑤の提出期限までに到着していること。電送(ファックス、電子メール等)による提出は認めない。

- ⑤ 提出期限

令和2年10月13日(火)16時00分

なお、上記期限において、申請書類の提出が1者である場合には、その後の入札手続きを中止し、再公告するものとする。

- ⑥ 受付時間

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで(11時30分から12時45分までを除く。)とする。

- ⑦ 提出先

15の担当部署。

- ⑧ 提出された申請書類の取扱いについて

- (ア) 作成費用は、参加希望者の負担とする。
(イ) 申請書類は、返却しない。

(2) 競争参加資格審査結果の通知

- ① 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、令和2年10月16日（金）までに発送する。

5 入札説明書等の交付期間

令和2年10月5日（月）から令和2年10月13日（火）16時まで、メール等で個別配布する（Ⅲ仕様書の別紙2の閲覧資料を閲覧する場合、様式1 秘密保持に関する確認書の提出が必要）。

6 入札説明書等に対する質問

(1) 質問の方法

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。

(2) 電子メールアドレス

Eメール：soumu@jaffic.go.jp

(3) 質問の受付期限

令和2年10月13日（火） 16時00分

(4) 質問に対する回答は原則として当基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで閲覧に供する。ただし、軽微な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。

(5) 書類の内容等の変更（例：契約書の修正）があった場合、当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで公表する。

7 入札の日時・場所

(1) 日時

令和2年10月20日（火） 16時00分

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

入札が終了次第、開札を行うこととする。

なお、上記期日において、入札者が1者である場合には、入札執行を中止し、再公告するものとする。

(2) 場所

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
信用基金 総務経理部総務課

(3) 受付時間

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで（11時30分から12時45分までを除く。）とする。

(4) 提出書類

※様式については、信用基金のホームページの契約関連情報からダウンロード可能。

<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

① 入札書（様式4） 1部

② 競争参加資格認定通知書 1部

③ 委任状（代理人を選出する場合。様式3） 1部

(5) 提出方法

入札書を持参して行うこととし、郵送（信書便を含む。）による場合は、上記期限までに到着していること。電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

8 入札書の作成方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書を内訳書と併せ封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先を記載するとともに「移転に伴う電話交換機等設置及び保守業務に係る入札書 在中」と記載すること。

(3) 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができないものとする。

(4) 入札手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

9 入札の無効

入札心得第10条の規定に該当する入札は無効とする。

10 開札の日時・場所

令和2年10月20日（火） 入札終了後

場所：東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
信用基金 第二会議室

11 落札者の決定方法

信用基金が入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 落札結果の公表

基金のホームページに実施結果として次の事項を公表する。

- ① 件名
- ② 入札公告日
- ③ 入札日
- ④ 入札参加者数
- ⑤ 落札者の商号又は名称（法人番号を併記）・住所
- ⑥ 落札金額
- ⑦ その他必要な事項

13 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書の作成
 - ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
 - イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
 - ウ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約条項は、「IV契約書（案）」による。

14 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。

(2) 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査（様式5）

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めている。この一環として、入札説明書、企画提案説明書等をお受取りいただいた事業者で、入札に参加されなかった事業者又は企画提案書を提出いただかなかった事業者より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てていきたいと考えている。

については、上記趣旨をお酌み取りいただき、本アンケート調査へご協力願いたい。なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ない。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用しないので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いである。様式については、当基金のホームページの契約関連情報（<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）からダウンロードいただきたい。

15 担当部署

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

信用基金 総務経理部 総務課

電話 03-3294-5597

FAX 03-3294-3140

Eメール soumu@jaffic.go.jp

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、信用基金との関係に係る情報を信用基金のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解・ご協力願いたい。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了知願いたい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

イ 信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(信用基金OB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している信用基金OBに係る情報(人数、現在の職名及び信用基金における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

Ⅱ 独立行政法人農林漁業信用基金入札心得

(趣旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）を持参又は郵送（信書便を含む。）して行うこととし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札)

第6条 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

(代理人による入札及び開札の立会い)

第7条 代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、委任

状を持参しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(7) 一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

(8) 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行った者

3 入札者は各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 委任状を提出していない代理人による入札

(3) 記名押印を欠く入札、金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札の目的に示された要件と異なった入札

(6) 条件が付された入札

(7) 入札書を2通以上投入した者の入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第11条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第12条 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約にあつては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (2) 測量業務の請負契約にあつては、契約ごとに10分の6から10分の8.2までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (3) 土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約にあつては、契約ごとに10分の6から10分の8までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (4) 地質調査業務の請負契約にあつては、契約ごとに3分の2から10分の8.5までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (5) その他の請負契約にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第13条 一般競争入札にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。また、総合評価落札方式による場合にあつては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た総合評価得点が

最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は総合評価得点の最も高い者）を落札者とすることがある。

（再度入札）

- 第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

（同価又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

- 第15条 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあつては、同総合評価得点の入札をした者が二者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

- 第16条 落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。
- 2 落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

- 第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

- 第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

特記仕様書

1 入札件名

移転に伴う電話交換機等設置及び保守業務

2 業務の内容

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）は、令和3年1月に愛宕グリーンヒルズ（以下「愛宕ビル」という。）に移転を予定している。

これに伴い、愛宕ビル入居フロア内の電話交換機等設置及びそれに付帯する環境整備並びに当該設置機器等の保守を実施する。

3 実施期間

契約日から令和3年1月12日まで。（本契約期限：令和3年1月31日を予定）

保守については、機器納入検収終了日（令和3年1月31日を予定）の翌日から令和8年1月31日まで

4 主な業務の想定スケジュール

- ・令和2年10月中旬 本調達案件工事契約（予定）
- ・令和2年10月上旬 B工事開始
- ・令和2年11月中旬 B工事引渡・消防検査
- ・令和2年11月中旬 C工事開始
- ・令和3年 1月上旬 C工事引渡検査
- ・令和3年 1月9日～11日 移転

○業務スケジュール

年	2020			2021
月	10月	11月	12月	1月
建築B工事（ビル指定）	建築内装工事期間 ←=====→	11月中旬引渡、検査		
情報ネットワーク構築	契約発注 ○		B工事終了後、配線工事 ←=====→	設置テスト（移転時～12） ←=====→
電話交換機等設置	契約、交換機手配 ○	電話番号決定 ○	交換機設置、配線工事 ←=====→	電話機設置テスト（～12） ←=====→
家具什器等設置		契約発注 ○	什器納品設置（～27） ←=====→	
移転作業		契約 ○		移転作業 1/8～11 ←=====→

○本調達案件に関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

No.	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
1	建築B工事（森ビル工事）	随意契約	契約締結日：令和2年9月末日	11月中旬引渡
2	家具什器、サイン、カーペット カードリーダー設置工事 移転作業	一般競争入札 （最低価格落札方式）	契約締結日：令和2年11月中を 予定	

3	電話交換機等設置及び保守	一般競争入札 (最低価格落札方式)	契約締結日：令和2年10月中を 予定 保守期間：検収日の翌日から 60ヵ月を予定	本件
4	情報ネットワーク構築	一般競争入札 (最低価格落札方式)	契約締結日：令和2年10月中を 予定	

○調達案件間の入札制限

相互けん制による関連業務間の入札制限はない。

5 対象施設概要

(1) 移転元 [コープビル]

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12
コープビル 5階、11階

(2) 移転先 [愛宕グリーンヒルズMORIタワー]

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1
愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階

6 業務の範囲

上記5(1)から上記5(2)へ移転するための、電話交換機等設置。

なお、現在使用していて、不要となる機器類の移設、移転元の原状回復は本業務の対象外であること。

また、電話交換機設置に伴う配線工事等、必要となる各種資材・製品等については、本入札により選定を行う点に注意すること。

A 共通事項

- (1) 安全基準関係法令の安全基準に基づく工事計画の策定
- (2) 搬入、設置、配線、調達等に要するすべての費用は本調達に含むものとする。
- (3) グリーン購入法の対象となっている品目に該当する物品については、グリーン購入法の基準に適したものであること。
- (4) 電話回線開通調整、また、基金内部の総務部門、通信キャリア会社との事前打ち合わせ、事前試験調整業務、各種立会業務を含む。
- (5) 基金の指示に基づき、各部署の詳細要望取りまとめ及び調整
- (6) 移転作業を行う業者との連絡・調整業務
- (7) 工事及び移転に係る定例会等への参加
- (8) 工事及び移転に係る専門的支援
- (9) その他基金が移転に際して必要と認める業務

B 電話交換機設置等作業に係る各種資料について

- (1) 以下の資料は、特記仕様書別紙閲覧資料として「秘密保持に関する確認書」(様式1)の提出をもって交付する。

① 移転先平面プラン図(愛宕ビル28階) 別紙閲覧資料-1

- ② 電話交換機中継方式図 別紙閲覧資料- 2
- ③ 内線電話機配置図 別紙閲覧資料- 3
- ④ グループング資料 別紙閲覧資料- 4
- ⑤ 既設回線リスト 別紙閲覧資料- 5
- ⑥ 愛宕グリーンヒルズ搬出入および館内作業について . . . 別紙閲覧資料- 6
- ⑦ 愛宕グリーンヒルズ 1F 平面図(地下 1 階) 別紙閲覧資料- 7

(2) 作業区分については、上記B (1) ② (別紙- 2) によるものとするが、下記に留意点を再掲する。

- ① 電話交換機および電話機 (多機能 : 3 4 台(予備 3 台含む)、多機能コードレス : 2 台、アナログ : 1 0 2 台(予備 3 台含む)) は全て新設とする。
- ② インターホン設備 (アイホンWM- 1 4 A、WM- 1 W同等品) : 子機 1 台(カメラ付きハンズフリー)壁埋め込み、親機 2 台(モニター付きハンドセット型)卓上型を新設とする。設置場所は、配置図(別紙- 3)を参照のこと。子機埋め込み個所は、ビル側にて既に開口されている個所を利用することとする。
- ③ 自動応答装置 (2 台) は移設。受託者が、機器の移動を行うこと。
- ④ 回線は、NTT東日本フレッツ光を採用するが、回線構成などは、ランニングコストが下がる回線構成とすること。また、回線費用の請求は、基本料金、基金内 4 グループ計 5 通の請求書にて請求されるよう、調整すること。
- ⑤ FAX回線は、機器直収となるが、これも受託者が配線し機器の受信・発信試験を行うこと。
- ⑥ ファームバンキング回線は、端末直前までケーブル敷設し線名札などで回線番号を表示すること。
- ⑦ 自動応答装置の運用については、受託者決定後基金と打ち合わせを行い、機器調整を行うこと。
- ⑧ 各グループのグループング図を提供するが、施工にあたり受託者決定後、基金側と再度確認調整を行うこと。
- ⑨ 電話回線の場合に伴う、NTTとの現地確認・回線開通工事などには、立ち合いを行い指定された場所に回線を開通させること。
- ⑩ その他、農林漁業信用基金が移転するに際して、回線場変・回線申請等に関しては、本業務受託者が、通信キャリアなどとの調整業務を担うこと。よって、愛宕ビルのMDF・IDF各室での各種作業は、本業務受託者が対応すること。

C 保守業務

電話交換機の保守業務を下記のとおり見込むこと。

(1) 契約期間

保守については機器納入検収終了日 (令和 3 年 1 月 3 1 日を予定) の翌日から令和 8 年 1 月 3 1 日までの 6 0 ヶ月間分とする。

(2) 保守対象とする電話設備等

- ① デジタル電子交換機 1 式
- ② 多機能電話機 3 4 台
- ③ コードレス多機能電話機 2 台
- ④ アナログ電話機 1 0 2 台

(3) 保守内容

① 定期点検

年に2回、電話設備等について機器性能及び機能を、常に正常な状態をもって運用できるよう次に定める要領に基づき点検を実施する。

なお、定期点検を行う時間帯は、平日の9時～17時の間とし、事前に委託者の指定する担当者に連絡することとする。

定期点検を行うことにより事務に支障を来す恐れがある場合には、事前に委託者の指定する担当者と時間帯を別途協議のうえ日時を調整する。

また、関係諸法令により必要な保守に関する書類・図面等の整備、届出及び報告の代理を行うこととする。

イ) 内線電話基本動作点検

各内線電話について、発着信の動作状況及び通話状態の動作確認

ロ) 局線状態試験

各局線について、発着信の動作状況及び通話状態の動作確認

ハ) 転送・保留機能点検

各種通話状態における、転送・保留機能の動作確認

ニ) 内線電話機の点検

内線相互接続機能及び機器サービス機能の動作確認

ホ) 各種信号音点検

発信音、呼出音、話中音及びその他信号音の動作確認

ヘ) 障害警報等動作点検

機器故障、断線及びその他障害時に動作する警報・表示等機能確認

ト) 清掃点検

電話交換機の清掃及び、異常の有無確認

チ) 交換機の点検

登録データ、登録内線、収容局線管理
及び蓄電池を内蔵している場合は電源、電圧点検

リ) MDF・配線盤の点検

各盤内外の清掃及び、乱雑な配線整理

ヌ) 各種接続機器の点検

電話設備等に接続されている留守番電話機等、各種接続されている機器の動作確認

ル) 関係図書点検

委託者の保管する関係図書について、電話設備等の現況により最新情報に更新する。

ヲ) その他

定期点検時に指示する簡易な電話設備等のデータ設定及び蓄積されているデータの分析作業を行う。

② 指示があった時に実施する作業

電話設備等に障害等の緊急性を要する事象が発生した場合及び、委託者から次に定める事項について指示があった場合には、直ちに作業員を派遣し修理、交換等作業にあたること。

なお、作業に係る費用（必要な機器、資材及び消耗品）については、別途協議のうえ委託者が負担する。

イ) 機器の移設・増設・取替等

- 局線、電話設備等の移設・取替・増設、改造、撤去等に関する作業
- ロ) 不適切な使用又は取扱いに係る損傷等
損傷個所の修理及び取り換え等の作業
 - ハ) データ変更及び分析
電話設備等に係る設定データの変更及び、蓄積データの分析
なお、定期点検時又はリモート等により簡易な変更（分析）である場合には、
保守の範囲内とする。
- ニ) その他、委託者が指示する作業

③ 作業報告

受託者は、本業務に係る点検記録及び作業報告書を作成し、作業終了後速やかに委託者の指定する担当職員へ提出する。

D 情報セキュリティ管理

受託者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制については「工事計画書」に記載をすること。

- (1) 基金から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、受託者又はその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が加えられないための管理体制が整備されていること。
- (3) 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- (4) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、基金へ報告すること。
- (5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、基金の承認を受けたいうで実施すること。
- (6) 基金が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。
- (7) 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように「工事計画書」記載された措置の実施を担保すること。
- (8) 基金から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- (9) 基金から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- (10) 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに基金に報告すること。

E 知的財産権の帰属

受託者は、以下成果物の取扱いに関し配慮実施すること。

- (1) 調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、基金が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て基金に帰属するものとする。また、基金は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。また、第三者をして行使させないものとする。

- (3) 調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は、事前に当該既存著作物の内容について基金の承認を得ることとし、基金は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (5) 調達に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら基金の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、基金は係る紛争の事実を知った時は、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上に防衛を受注者に委ねる等の協力処置を講ずる。
- (6) 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- (7) プログラムやツールについては、実行形式だけでなくソースや関連ドキュメントも成果物に含まれる。

F 機密保持、資料の取扱い

受託者は、以下を含む機密保持および資料の取扱いをおこなうこと。

- (1) 受託者は、本調達において、基金が提供する資料及び情報並びハードウェア等の機器に関する情報等については、外部に漏えいしないよう厳格に管理すること。また、提供された資料及び情報は、作業完了後、基金に確実に返却すること。
- (2) 受託者は、受注業務の実施の過程で基金が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）や他の受託者が提示した情報及び受託者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者は、本受注業務を実施するに当たり、基金から入手した資料等について適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ① 必要以上の複製はしないこと。
 - ② 用務に必要ななくなり次第、速やかに基金に返却すること。
 - ③ 受託業務完了後、上記に記載される情報を削除又は返却し、受託者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を基金へ提出すること。
- (4) 機密保持及び資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、基金が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

G 納品物

- (1) 上記A、Bで作成した資料は、適宜、書面及び電子データで提出すること。部数については基金の指示に従うこと。
- (2) 実施業務記録を作成し、業務完了時に提出すること。
- (3) 受託決定後、上記業務に係る作業計画を以下の項目について策定し、当基金の承認を得ること。また、作業計画に変更が生じた場合は、変更の理由及び変更内容とともに修正された作業計画を書面にて届け出て承認を得ること。
 - ① 作業スケジュール
 - ② 作業体制と役割分担
 - ③ 作業の進め方と作業内容

④ 作業の成果物及びその作成方法

- (4) 業務の成果物に関する一切の権利は、基金に帰属するものとする。
- (5) 納入後1年以内に設計及び製造不良等による故障が発生した場合は、速やかに無償にて修理及び交換等の措置を本受託者の負担にて行うこと

H 再委託

受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、専門会社等の第三者の一部を再委託する必要が生じた場合は、あらかじめ発注者の許可を得なければならない。

I その他

業務委託契約約款及び本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議の上決定する。

J 両ビル搬出入制限

搬出元：コープビル

- (1) 搬出時間は、原則7時から22時(完全撤退)まで。
※夜間対応は別途協議要
- (2) 館内の養生範囲は、基金出口からコープビル出口までを原則とする。
(添付図面参照)
- (3) 搬出経路の指定は、搬出日程が他団体と競合しない場合には、搬出経路の指定はない。
但し、他団体と競合する場合には各団体の搬出業者間で協議の上、搬出経路を決定することとなる。
- (4) 搬出にかかる搬出口および入場可能な車両制限については、地下駐車場から搬出する場合には、車両の高さ制限(2.1m)がある。
また、東広場での荷物の積み込みにおいては、10トン車以下の車両とする。
(地下駐車場があり、重量制限があるため)
- (5) 搬出エレベーターは、原則8号機および9号機となり、客用エレベーターは原則使用不可。
なお、8号機および9号機は、養生は不要。
※エレベーターの大きさについては要事前確認。

搬入先：愛宕グリーンヒルズ森タワー

- (1) 搬入作業に関する手続きについて(別紙閲覧資料-6参照)
- (2) 1月8日(金)業務終了後～11日(月)終日の搬出時間制限について
大規模搬入は平日23時以降及び土日作業とする。
※但し事前養生等の準備は23時以前でも構わない。
- (3) 搬入に伴う館内養生範囲
基本的には1F荷捌きからELVホール及びかご内また搬入対象フロア(28F)の廊下部へ養生する。
(別紙閲覧資料-7参照)
- (4) 搬入経路の指定
上記(3)項目の養生範囲どおり。搬入用ELV2台(No.21/22)有り。
(専用運転はできない。共有のみとなる)
- (5) 搬入口及び入場可能な車両制限(大きさ、高さ、トラック制限)
トラック：2トンショートまで 車高制限3.05メートル
※2トンロングや4トンはスペースが狭い為荷捌きに入場は不可。

- (6) 搬入用エレベーター（台数、大きさ）（客用の利用可、不可）
搬入用E L V 2台（No. 2 1 / 2 2）客用E L V利用不可
（サイズは別紙閲覧資料－6参照）
- (7) エレベーター養生について
かご内床面及び壁面へ養生をすること。

K 閲覧資料

仕様書の別紙の閲覧資料は「秘密保持に関する確認書」（様式1）の提出をもって交付する。

以上

IV 契約書（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇以下「乙」という。）とは、次の条項により、「移転に伴う電話交換機等設置及び保守業務」に関して契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別紙1特記仕様書に基づき、「移転に伴う電話交換機等設置及び保守業務」（以下「業務」という。）を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 本契約の契約金額は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

- 一 別紙1特記仕様書に基づく電話交換機等設置 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 二 別紙1特記仕様書に基づく保守60カ月 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
（月額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円）

（納入場所（履行場所））

第4条 納入場所（履行場所）は、次のとおりとする。

以下搬出場所及び搬入場所（甲事務室等）

①搬出場所

住所：東京都千代田区内神田1-1-12

コープビル5階、11階

②搬入及び設置場所

住所：東京都港区愛宕2-5-1

愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

（契約期間等）

第5条 契約期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める期間とする。

- 一 第3条第1号に掲げる業務 契約日より令和3年1月31日までとし、納入（履行）については別紙1特記仕様書に定める日まで
- 二 第3条第2号に掲げる業務 前号の業務完了の日の翌日から60カ月

（契約保証金）

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（監督）

第7条 甲は、本契約の履行に関し、監督のため甲が指定した者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（甲から乙に対する資料等の提供及び返還等）

第8条 甲は、乙に対し、本業務の遂行に必要な資料等につき、無償貸与、開示等の提供を行うことができるものとする。
2 甲から提供を受けた資料等（次条第2項による甲の承諾を得て複製した物を含む。次条において同じ。）が本業務の遂行上不要となった場合、又は甲より要求があった場合には、乙は、遅滞なく、これらを甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

（甲から提供を受けた資料等の管理）

第9条 乙は、甲から提供を受けた資料等を、善良なる管理者の注意義務をもって管理保管し、かつ、本業務の遂行以外の用途に使用してはならない。
2 乙は、甲から提供を受けた資料等を、甲の書面による事前の承諾なしに複製し、又は乙の事務所から持ち出さないものとする。また、乙は、甲から貸与された機器等を甲の事務室から持ち出さないものとする。

（検査）

第10条 乙は、本業務のうち第3条第1号に掲げる業務を終了したときは、速やかに甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
2 甲は、第3条第1号に掲げる業務について、その終了日から10日以内に前項の検査を行わなければならない。
3 乙は、本業務のうち第3条第1号に掲げる業務については、第1項の規定による検査に合格したときをもって、業務を完了したものとする。
4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、乙の負担において直ちに代品の納入等を行い、再度検査を受け、本業務を完了させなければならない。
5 乙は、本業務のうち第3条第2号に掲げる業務について、当該月の業務を終了したときは、速やかに検査職員の検査を受けなければならない。
6 甲は、第3条第2号に掲げる業務について、当該月の業務の終了日から10日以内に前項の検査を行わなければならない。
7 乙は、第3条第2号に掲げる業務のうち当該月の業務については、前項による検査に合格したときをもって、業務を完了したものとする。
8 乙は、第5項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、乙の負担において直ちに手直しをし、再度検査を受け、本業務を完了させなければならない。
9 第4項又は第8項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

（契約金額の請求及び支払い）

第11条 乙は、第3条第1号に掲げる業務について、業務完了後、同号に定める契約金額の支払を甲に請求するものとする。また、乙は、同条第2号に

掲げる業務について、業務完了後、月毎にそれぞれ当該各号に定める契約金額の支払を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領し、妥当だと判断したときは、受理した日から30日以内に請求のあった契約金額を支払わなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は、再見積もりを行って、甲に対して契約金額の変更を求めることができる。
 - 一 甲が乙に対して行う、本業務の遂行に必要な資料等の提供の怠り、遅延、誤りにより乙の費用が増加した場合
 - 二 本業務の仕様又は設計が変更される場合

(支払遅延利息)

第12条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

第13条 乙が、自己の責めに帰すべき事由により、納入期限までに納入物件を納入することができない場合は、遅延日数に応じ、契約金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(業務完了後における説明等)

第14条 乙は、業務完了後において、当該業務に関して、甲から説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、第10条による検査に合格した後に、納入物件に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。

- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
- 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

5 甲が契約不適合を発見した時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(危険負担)

第17条 納入物件の納入前において、当事者双方の責めに帰すことができない事由により生じた損害は乙の負担とする。

2 前項の規定により乙が天災その他不可抗力により生じた損害を負担する場合において、その損害が重大であり、かつ、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合に限り、その損害の一部を甲の負担とすることができる。

(事情変更)

第18条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。

3 前二項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(反社会勢力の排除)

第19条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難され

るべき者と関係を有すること。

2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲は、乙が前項各号に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。

4 甲は、前項の規定に基づき契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(甲の契約解除)

第20条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納入期限(履行期限)若しくは納入期限(履行期限)経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
- (4) 乙が前三号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定に基づき契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、甲は、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除)

第21条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により納入物件を完納することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行う。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。
 - (2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。
- 2 乙は、本契約の履行に当たり、甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

(契約解除による違約金)

第23条 第20条第1項第1号、第3号又は第4号の規定に基づき、甲が契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第24条 乙が次のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき契約金額の100分の10に相当する金額を談合等に係る違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約の相手方に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (4) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 2 前項の規定の単価契約への適用については、同項中「契約金額の100分の10」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の100分の10」と読み替えて適用する。

(超過損害額の請求)

第25条 甲は、前二条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することができる。

(違約金に関する遅延利息)

第26条 乙が第23条又は第24条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は甲に対し、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(再委託の制限及び承認手続)

第27条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託（再請負を含む。以

下同じ。)の相手方の住所、氏名又は名称及び生年月日(法人にあっては、代表者の生年月日。以下同じ。)、再委託の業務の範囲、再委託の必要性、再委託の金額その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。

- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託についてその内容を変更する必要性が生じたときは、前項に規定する記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名又は名称、生年月日及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の規定による書面の届出を受けた場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託をする業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託をする金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前六項の規定は、適用しない。

(秘密の保持)

第28条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(紛争の解決)

第29条 本契約について、甲と乙の間に紛争が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決するものとする。

- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第30条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補足)

第31条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 東京都千代田区内神田1丁目1番12号

独立行政法人農林漁業信用基金

〇〇〇 〇〇〇〇〇 印

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

乙

代表取締役 印

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日